

寄居町告示第97号

寄居町健康弁当販売支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月29日

寄居町長 峯岸 克明

寄居町健康弁当販売支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、寄居町と女子栄養大学が考案した健康弁当（以下「健康弁当」という。）の販売を通じて住民の健康増進を図ることを目的に、健康弁当を販売する事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で寄居町健康弁当販売支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、健康弁当に関する事務の所管課から選定された事業者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する弁当販売に必要な飲食店営業許可を取得していること。
- (2) 町内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する事業者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び額は、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

- (1) 寄居町健康弁当販売・配達実績報告書
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 申請者は、前項に掲げる書類について健康弁当の販売及び配達を行った日の属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書等の様式)

第5条 規則第7条第1項の交付決定通知書及び規則第14条の規定による通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 規則第7条第2項の通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告等)

第6条 規則第11条及び第13条の報告は、第4条第1項の申請書に添付した書類をもって代えることができる。

(補助金の交付)

第7条 町長は、補助金の交付決定及び交付額確定の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第8条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定及び交付額確定をした補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定及び交付額確定を取り消したときは、寄居町健康弁当販売支援事業補助金交付決定・交付額確定取消通知書(様式第4号)により当該事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、規則第17条第1項又は第2項の規定により、補助金の返還を請求するときは、寄居町健康弁当販売支援事業補助金返還請求書(様式第5号)により行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費                       |  | 交付額         |
|------------------------------|--|-------------|
| 健康弁当販売に要する費用                 |  | 1食につき200円   |
| 健康弁当の町内<br>事業所への配達<br>に要する費用 | 1日の配送ルート<br>の合計距離が<br>5キロメートル未<br>満                | 1日につき300円   |
|                              | 1日の配送ルート<br>の合計距離が<br>5キロメートル以<br>上10キロメー<br>ートル未満 | 1日につき600円   |
|                              | 1日の配送ルート<br>の合計距離が<br>10キロメートル<br>以上15キロメ<br>ートル未満 | 1日につき900円   |
|                              | 1日の配送ルート<br>の合計距離が<br>15キロメートル<br>以上20キロメ<br>ートル未満 | 1日につき1,200円 |
|                              | 1日の配送ルート<br>の合計距離が<br>20キロメートル<br>以上               | 1日につき1,500円 |

備考 配送ルートの合計距離は、事業者の本店又は支店（営業所）と配達先との間の往復に要する自動車等の総使用距離とし、一般に利用しうる最短の経路によるものとする。

様式第1号（第4条関係）

寄居町健康弁当販売支援事業補助金申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

申請者 住 所  
 事業所名  
 代表者名 ㊟  
 電話番号

寄居町健康弁当販売支援事業補助金の交付を受けたいので、健康弁当を販売、配達したことを確認できる書類を添付の上、次のとおり申請、請求します。

請求金額 円

| 区 分                              |                 | 補助金額    | 件数 | 金 額 |
|----------------------------------|-----------------|---------|----|-----|
| 健康弁当の販売に要する費用                    |                 | 200 円   |    | 円   |
| 健康弁当の<br>町内事業所<br>への配達に<br>要する費用 | 5km 未満          | 300 円   |    | 円   |
|                                  | 5km 以上 10km 未満  | 600 円   |    | 円   |
|                                  | 10km 以上 15km 未満 | 900 円   |    | 円   |
|                                  | 15km 以上 20km 未満 | 1,200 円 |    | 円   |
|                                  | 20km 以上         | 1,500 円 |    | 円   |
| 合 計                              |                 |         |    | 円   |

支払金口座振替依頼

寄居町から支払われる「寄居町健康弁当販売支援事業補助金」は、次の口座に、口座振替の方法により振り込んでください。

|       |                             |                             |      |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | 銀行・農協                       |                             | 本店   |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 信用金庫                        |                             |      |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 信用組合                        |                             | 支店   |  |  |  |  |  |  |  |
| 種 別   | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> 当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ  |                             |                             |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義  |                             |                             |      |  |  |  |  |  |  |  |

※口座番号（通帳番号）は、右詰めでご記入ください。

添付書類 寄居町健康弁当販売・配達実績報告書（別紙）



様式第2号（第5条関係）

寄居町健康弁当販売支援事業補助金交付決定・交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで申請のあった寄居町健康弁当販売支援事業補助金について、下記の金額を交付することを決定し、その額を確定しましたので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第7条第1項及び第14条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額

円

様式第3号（第5条関係）

寄居町健康弁当販売支援事業補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで申請のあった寄居町健康弁当販売支援事業補助金について、下記理由により不交付としましたので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

寄居町長



寄居町健康弁当販売支援事業補助金交付決定・交付額確定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、その額を確定した寄居町健康弁当販売支援事業補助金について、下記のとおり交付決定・交付額確定を取り消したので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第16条の規定により通知します。

記

- 1 取消対象の交付決定・交付額確定
  - (1) 交付決定・交付額確定日 年 月 日付け 第 号
  - (2) 交付決定額及び確定額 円
- 2 交付決定・確定取消額 円
- 3 取消理由

年 月 日

様

寄居町長



寄居町健康弁当販売支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、その額を確定した寄居町健康弁当販売支援事業補助金について、年 月日付け 第 号により交付決定・交付額確定を取り消したので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第17条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法